福祉文教常任委員会協議会会議録

1　開会日	平成２５年８月２３日　　　　　午後　１時３０分　開会 午後　４時４７分　閉会
2　場　所	第１委員会室
3　出席委員	委員長　髙橋冨美子委員　　副委員長　片野哲生委員 坂田よう子委員　　土橋秀雄委員　　竹内恵美子委員 清水弘子委員　　　奥津勝子委員（議長）
4　傍聴議員	高橋英俊議員　　二宮加寿子議員　　渡辺順子議員 鈴木京子議員
5　説明員	中﨑町長　栗原副町長　依田教育長 相田町民福祉部長　小嶋福祉課長　小島障がい福祉担当主幹 波多野障がい福祉係長　植地副課長兼高齢福祉係長 矢野町民課長　大隅副課長兼保険年金係長 押野戸籍係長　福島教育部長　岩本学校教育課長 谷河教育総務係長　佐野スポーツ健康課長 山口副課長兼スポーツ推進係長　吉田副技幹兼健康増進係長 原スポーツ健康課主査
6　職務のため出席した職員	局長　飯田　隆 書記　増尾　克治

7　協議等の事項

（１）大磯町障害者の医療費助成に関する条例の一部改正について
（２）火葬料補助金見直しについて
（３）大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
（４）学校警察連携制度について
（５）その他町からの報告事項について
　① 平成 26 年度国民健康保険税の改定にかかる諮問について
　② おあしす 24 健康おおいそ「プレミアムおあしす」の取り組みについて
　③ 大磯チャレンジフェスタ 2013 について
（６）常任委員会の調査研究テーマについて
（７）その他

8　その他

一般傍聴　なし

（１）大磯町障害者の医療費助成に関する条例の一部改正について

医療費助成の見直し、①年齢制限、②所得制限、③身体４級新規手帳取得者を対象から外すことの３点について、担当課から説明があった。

65 歳以上新規手帳取得者、一定額を超える所得のある対象者、身体４級新規手帳取得者を助成対象から外す。削減としては、年齢制限では４年間で 8,800 万円、所得制限では４年間で 2,000 万円、身体４級新規手帳取得者を対象から外すのでは 300 万円で、３つの見直しは４年間で約１億 1,000 万円の削減を見込んでいる。

削減の人数については、65 歳以上の年齢制限では 1 年間で 65 人、所得制限では 41 人、身体４級新規手帳取得者対象外では５人で、1 年間で 111 人、４年間で 838 人である。

実施時期は、年齢制限・身体４級新規対象外を来年４月から、所得制限は、医療証の更新時期 10 月に合わせて実施する。

◎主な質疑

問：　年齢制限 65 歳以上対象から外すのは、どういう考えで出されたのか。

答：　65 歳は年齢的に年金受給の開始時期で、それまでに資産形成ができている。障害のある方と障害を持っていない方とで、ほとんど所得の平均が変わらない。県の補助金の中で、既に補助金の枠から外しているので、町でも同じ形を取る。

問：　今回の見直しについて、障害者団体の方の意見聴取はどのようにされて、反応はあったのか。改正により大磯町の湘南地域での状況は、大体標準的なものになるのか。

答：　月１度開催の、障害者の団体との利用団体連絡会で話をした。配布資料「神奈川県各市町村の重度障害者医療費助成事業の概要」で、４級は大磯町だけである。

問：　連絡会で話をした時の反応はどうであったか。今回の改正で、県下の中でどれくらいのレベルになるのか。

答：　反応は、町がやるのだから仕方ない、決まっているのなら、早く情報を提供してほしいとのことであった。年齢制限は、既に 15 市町が実施し、所得制限は、２団体であるが、新たに 7 市町が実施予定である。

問：　５、６年前の変更の時から年数が経っているので、周知はどうするのか。

答：　５年前も利用団体連絡会を毎月開催しているので、改正について説明し意見をいただいている。今回も同じ形で説明している。

問：　身体４級を新たに制限することは、新規の人が対象と皆さんに誤解の無いようにしてほしいが。

答：　町民に広報、ホームページ等を通じ周知していく。

問：　65 歳以上新規手帳取得者を助成対象から外す理由で、年金とその資産があるから大丈夫との予測は問題があると思うがどうか。見直しによる効果が、４年間で約１億 1,000 万円程度とあるが、負担を感じている方もいるので、効果

という言葉を使うことはどうか。改正の目的で、65 歳以上新規手帳取得者、所得制限、身体４級取得者を助成対象から外すことで、経済的負担の軽減という文句は、ふさわしいかどうか。

答：　資産があるか年金がどうかは、障害のある方、健常な方も同じ状態と思っている。資産等がない方は、福祉施策の中で考えていく。効果という表現は不適切なので、「見直しによる削減額」に変更する。障害者の経済的負担の軽減の言葉は、縮小する見直しの改正なので、再度検討する。

（２）火葬料補助金見直しについて

火葬料補助金の見直しで、現在の上限 95,000 円を段階的に 50,000 円に改正することについて、担当課から説明があった。

今までの経過、現況、今後について説明があり、減額は段階的措置を行い、上限 95,000 円を 15,000 円ずつ減額し、３カ年で上限 50,000 円にする。今後のスケジュールは、本日の協議会を経て、26 年度予算に反映させるため、11 月までに規則改正を行う。住民及び関係機関への周知を行い、平成 26 年４月１日から施行する。

◎主な質疑

問：　26 年４月から施行で、まず 80,000 円ですが、周知はどのように考えているのか。

答：　11 月に規則改正を行った後、最初にホームページで周知を図り、関係機関には電話と封書で通知をする。町民には広報で周知を図る。

問：　多くの町民に流れを知っていただくため、回覧板などで改正概要を含めて、親切に細かく周知していく必要があると思うがどうか。

答：　回覧板が一番早いので、区長に協力いただき利用する。

問：　火葬料の補助については、将来を見越した大磯町の財政を踏まえてやってほしいが。町民の意見をしっかり聞いて、前に進んでほしいが。

答：　今年度だけという問題でなく、５年 10 年の見える範囲で町全体の財政状況を認識し、改革していかなければいけない。補助金の削減は、よく時間をかけて町民の声を聞きつつ、説明を実施しなければいけない。今年度は、よく説明をしながらスケジュールに乗ってやっていく。

問：　規則改正は、議決でなく了承の形になるが、条例の形で議会が承認したという形を取ることが難しいのか。予算上の数字も大きいが、今後も規則の形でいくしかないのか。

答：　行政評価で不利益が発生するのであれば、条例化との話があったが、不利益を伴うものでなく、上限額の変更なので規則を改正したい。条例化は今後の検討課題と考える。予算が伴うので、議会に良く説明をしてご理解をいただき、議会の議決をいただいて進めるべきと認識している。

問：　平塚市の 95,000 円は、ずっと 95,000 円なのか、トップ同士で話し合うべき

ではないか。

答：　平塚市に確認したところ、年間維持管理費・建設費を含めて、平成 12 年に 95,000 円に改正した。指定管理者制度を導入したが、平成 12 年改正時の維持管理費を下回わらないので、現在の火葬場使用料を減額する要素がない。

問：　95,000 円の火葬料補助金は、他の市町村を見ても飛び抜けている。しっかり考えてほしいが。

答：　５年先、10 年先の財政状況を見据えながら、最小の経費で最大の効果をあげられるよう行政を進めていく。

問：　平塚市の火葬料 95,000 円が一番問題で、広域化の中でお互い意見を出し、少しでも金額が減るといいがどうか。団塊の世代が増えるが、火葬料補助金は直接的な住民サービスであり、財政が苦しいから火葬料を減らすのは、町民感情として納得できないと感じているが。金額の減で、これだけの効果かありますとの文字も使い方を考えていただきたいが。町民へのお知らせは、ホームページでなく、一人ひとりが目を通す広報であると思うが。

答：　平塚市との交渉については、スピーディーにやっていく。町の財政状況を見た中で、最小の経費で最大の効果を出すことで、案を出した。効果額でなく、削減額等に直していく。広報・ホームページや、区長や各地区の町民の方の協力で、回覧板を使っていく。

（３）大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

平成 25 年３月 30 日地方税法の一部改正する法律が公布され、金融所得課税の一体化に関する規定が改正されたことにより、大磯町国民健康保険税条例の一部を改正すると担当課から説明があった。

金融所得課税の一体化の改正は、金融商品に係る損益通算範囲を拡大と公社債等に関する課税方式を変更するもの。法人に係る利子割の廃止は、直接国民健康保険税には関係ない。

平成29年以降の国民健康保険税から適用し、平成28年度分までは従前の例による。

◎主な質疑

問：　平成 29 年１月１日施行なのに、今回出すのはなぜか。

答：　地方税法改正法の公布が平成 25 年３月 30 日で、速やかに条例改正を行うためである。

（４）学校警察連携制度について

児童・生徒の健全育成や非行、犯罪被害等を未然に防ぐ「学校警察連携制度について」の内容について、担当課から説明があった。

基本的には生徒あるいは児童の指導上の問題として、学校が主体となり行うが、その問題解決の過程で学校と警察が情報を共有し、協働して問題を早期に解決する。そ

の連携を図るため、教育委員会と警察が相互連携に係る協定を締結する。

◎主な質疑

問： 協定が教育委員会であるが、小学校・中学校ということか。警察から個人情報が漏れやすくなっているが、取扱いはどうか。情報はどういう形で残るのか。

答： 協定は、小学校・中学校のみである。警察、教育委員会で情報を共有するので、協定書の中で秘密の厳守等は定めていく予定である。情報については、連絡票の形で文書を残すが、保存期間は１年間で廃棄することを、協定書で定めていくことになる。

問： １年で解決することか。警察と連携しなければいけないことは、終わるのか。その考えは。

答： 協定に基づく用紙は１年間で、１年で解決しないことは、学校・保護者・関係機関協議会を含めて、指導は絶えず続けていく。警察・保護者・教育委員会・関係機関等が入った上で、指導やケアをしていく制度で、早期解決を図るための制度として捉えている。

問： 警察が入るのは、犯罪と認めて情報を入れると思うが、犯罪は他人に危害を与えるという捉え方でいいのか。

答： 犯罪になると別の所管になる。協定に基づき、被害届が出されなくても、警察と情報を共有し、生徒指導にあたり解決する。

問： 連絡票の写しを教育委員会に提出し１年間で破棄するが、プライバシーの保護で守秘義務がしっかり守られるのか。警察が小学校や中学校に来た場合、生徒への心理的影響はどうか。警察が動くということなしに成り立つのか。

答： 学校から警察に提供する内容は、児童・生徒の名前、生年月日など基本的な内容になり、情報を共有する資料として、指導にあたる。児童生徒の指導事案があった時に、被害届が出されないと動けないのではなく、情報を共有して話し合っていくとの趣旨である。

問： お互いに共有する内容として連絡票をつくり、事件になる前に防止策として制度を作っていくことか。

答： 警察が実際に事例をあげたスマホの誹謗中傷など、犯罪に至らないよう事前の防止策として、制度を構築していきたい。

問： 学校警察連携制度、学警連とは全く違って、新たにつくるということか。個人情報保護審査会への諮問はどのようにやるのか。個人情報保護審査会は何人いるのか。

答： 学警連、学校警察連絡協議会は学校、警察、地域の方、学校長等が情報の共有を図ることが目的である。現状の犯罪状況、交通事故の状況、不審者情報の共有で運用している。学校警察連携は、犯罪が大きな問題にならないために情報を共有し、町や教育委員会は情報収集や提供ができないが、その規定を外して一定のルールの基での協定を結ぶもの。個人情報保護審議会は３名の委員で

構成されている。個人情報は本人から情報を収集しなければならない。その適用除外を認めてほしいと諮問し、認められれば協定を結ぶことになる。

問：　個人情報保護審査会への諮問は、どのような流れで決めていくのか。

答：　個人情報の収集に適用除外の規定があり、審査会の意見を聞いたうえで、教育委員会が収集できる。教育委員会は必要ということで、適用除外したいと考えている。

問：　小学校で体罰があった時、学校からどのような報告を受け、教育委員会はどのように関与したか。議員はどのような行動をとったらいいのか。

答：　学校から教育委員会に情報が入り、保護者の意向を聞いて、その意向を十分に尊重して対応した。今後、できる範囲の報告は、保護者の意向や個人情報に配慮しながら、議会に報告をしていきたい。

（５）その他町からの報告事項について

① 平成26年度国民健康保険税の改定にかかる諮問について

平成26年度国民健康保険税の改定にかかる諮問について、担当から説明があった。

平成25年5月28日に大磯町国民健康保険運営協議会へ、平成26年度国民健康保険税の賦課税率等の見直しについて諮問し、11月をめどに答申していただく。

◎主な質疑　特になし

② おあしす24健康おおいそ「プレミアムおあしす」の取り組みについて

おあしす24「プレミアムおあしす」の取り組みについて、担当から説明があた。

自身の健康状態を認識し、生活習慣病の発症や重症化を予防することを支援するため、新たな講座として「プレミアムおあしす」を始めた。神奈川県の新規事業「かながわ保健指導モデル事業」のモデル市町村の一つに選考された。対象者へのアプローチの仕方、説明のテクニック、指導協力を３年間にわたりしていただく。

プレミアムおあしすの保健指導の内容等は、プレミアムおあしすの全体の流れ、グループ支援のイメージ図のとおりである。

◎主な質疑

問：　県の事業であるが、予算はどうなっているのか。保健師の方は誰か。

答：　予算については、平成25年度から27年度までの３年間で、神奈川県の支援、共同で行っていく。平成25年度は、血液検査、尿検査は県が負担している。

保健指導で使う郵送料、印刷費用も県で持っている。県から派遣されてい

る保健師は、原真弓主査である。

③ 大磯チャレンジフェスタ 2013 について

大磯チャレンジフェスタ 2013 の開催について、担当から説明があった。

テーマについては、「つなごう「健康」の輪」で、10 月６日、日曜日午前 10 時から午後３時まで開催する。多目的広場では、９種目、メインステージでは骨太体操など９団体の参加、噴水広場は国府中学校吹奏楽部の演奏を予定している。野球場では 12 種目、体の検査・体験パークとして健康コーナーを充実させ、東海大学大磯病院・産業能率大学まちかど健康づくりネットワークなどの協力を得て運営を行う。星槎湘南大磯キャンバスでも、グラウンドゴルフなどを企画している。９月中旬にポスターを完成し、町民への周知を進める。

昨年から再開し、実施主体を町から民間に移し、実行委員会形式で運営している。協賛という形で実行委員会が、色々な団体に声を掛けたので、協賛金が昨年に比べて相当集まっているので、イベントの内容もかなり充実したものができると思う。

◎主な質疑

問： 特別協賛、協賛、協力の違いは何か。初年度から何年間か町が出しているお金、今年度出す予算は。

答： 協賛は、基本的には金銭や物での協力である。特別協賛はかなり大きなことで協力していただくということで、前日の舞台設置する大磯建設協会や多目的広場での「ふわふわ」の設置の平塚法人会である。協力は、実行委員会に入っていて運営を一緒に行い協力している。

平成 24 年度は 150 万円、今年度 25 年度は 135 万円で 15 万円減額して、交付金を支出している

問: 町の建設協会が、準備から片づけを行っているが、礼状一つ無いと言われた。陰で一生懸命支えている町民の人たちがいることを忘れないでほしいが。

答： 昨年から実行委員会形式で行い、特別協賛ということでお願いしている。お願いの文書を、代表の方のところに直接持って行っている。きちんと感謝の気持ちを込めて手続きは行っていき、皆さんの協力で町民が楽しめるチャレンジフェスタにしたい。

（６） 常任委員会の調査研究テーマについて

① 子育て支援について「子ども・子育て支援事業の充実」、②高齢者福祉について「介護保険・老人医療の抑制の方策」の２つをテーマに調査・研究を進める。③給食食材の放射能問題については、継続して研究する。

平成25年度は子育て支援について、平成26年度は介護・高齢者福祉について行い、1 年ごとに絞ってやっていく。

（７）その他

その他委員会からの意見はなく、福祉文教常任委員会協議会を終了した。